

中学生死亡事件に係る教育委員会事務局検証委員会 報告書

平成27年5月18日  
川崎市教育委員会

個人に関する情報が含まれるため、部分的に非公開または一部抜粋、要約した内容になっています。

## 目 次

	頁		頁
はじめに	1	4 検証の視点④	12
検証経過		学校・教育委員会・関係機関(関係局)相互の	
検証の方法		連携について	
<b>I 事実関係の把握</b>	<b>3</b>	(1)学校と教育委員会との連携	
1 事件の概要		(2)学校と関係局区との連携	
2 本事案に対する基本的な考え方		(3)教育委員会と関係局区との連携	
3 中学校入学当初までの学校でのAさんの様子		(4)教育委員会(学校)と警察との連携	
4 Aさんの行動の変化と学校の対応、		5 検証の視点⑤	13
関係機関の関わり		生命尊重・人権尊重教育について	
5 当該校の生徒の様子		(1)当該校における生命尊重・人権尊重教育の	
6 当該校周辺での環境の変化について		取組について	
7 Aさんの交友関係		(2)当該校における生命尊重・人権尊重教育の	
8 Aさんに関する他校や教育委員会との		課題	
情報の共有について		6 全市的な取組のその他の検証項目	17
<b>II 検証と考察</b>	<b>5</b>	(1)不登校対策	
1 検証の視点①	5	(2)中学校の生徒指導体制の見直し	
児童生徒理解について		(3)情報モラル教育	
(1)当該校における生徒理解の実際		7 加害者について	
(2)長期欠席生徒の状況の把握について		8 検証と考察のまとめ	20
(3)要緊急避難生徒への対応について		<b>III 再発防止策に関して</b>	<b>22</b>
2 検証の視点②		1 教育委員会としての取組	22
保護者・家庭・地域との連携について		(1)すでに取組をはじめたもの	
(1)本事案における		(2)今後、取組の強化を進めるもの	
Aさんの保護者との連携について	8	2 学校に求める取組	24
(2)学校と家庭・地域との連携について		(1)すでに取組をはじめたもの	
3 検証の視点③		(2)今後、取組の強化を進めるもの	
校内体制について		3 関係局区との連携推進	24
(1)本事案における校内の対応及び		4 保護者・地域との連携推進	25
協力体制について	9	5 警察との情報連携の推進	25
(2)教職員アンケートから浮かび上がる課題		<b>IV まとめ</b>	<b>25</b>
(3)生徒指導体制の工夫・改善について		(資料)	26
		「中学生死亡事件に係る	
		教育委員会事務局検証委員会設置要綱」	

## はじめに

この報告書は、川崎市立中学校1年生Aさんの死亡事件について、「中学生死亡事件に係る教育委員会事務局検証委員会」（以下「検証委員会」という。）が、その背景にある事実を探り、本事案からどのような教訓が得られるのか、また、再発防止に向けて何が必要なかを明らかにすべく、当該学校を中心に据えての検証作業を進めた結果を検証委員会報告書として示すものです。この報告書をもとに、この後、庁内対策会議において、より実効性のある再発防止策を検討し、本市としての最終報告を取りまとめていくこととなります。

今回の事件において、加害者とされる少年たちの行為は教育現場の想定をはるかに超えたものであり、「まさかこんな事件が起きるとは」という思いが、この事件に関係する全ての方々の正直な気持ちではないかと考えます。また、学校・地域社会をはじめとした周りの大人たちが、被害に遭われたAさんを救うことができなかったという事実を重く受け止め、二度とこのような事件を起こさないための方策を教育委員会や学校はもちろんのこと、全市体制でしっかりと検討していかななくてはなりません。検証委員会は、本事案の背景を「市内のどこの学校でも起こりうること」として捉え、検証していくことが、再発防止のために欠かせないことであるとの認識の下で検証作業に取り組んできました。

ただし、本事案には、Aさん本人はもとより、ご家族、友人等の保護すべき個人に関する情報が数多く存在するため、個人に関する情報に関わる内容については公表することができません。また、本事案によりAさんご家族はもちろん、当該校生徒・教職員はじめ関係者は大変大きなダメージを受けており、関係者のケアを第一に配慮しながらの検証であること、また事件そのものに至る事実関係の解明については、今後予定される刑事裁判において明らかになることであり、検証状況に不十分な点が生じる可能性が含まれることについては一定の理解を求めたいと思います。

## 検証経過

- ・2月20日以降、川崎区教育担当が事実関係の把握に当たるとともに、生徒・教員・遺族のケアを中心とした支援を開始した。3月3日より、川崎区教育担当課長・指導主事等5名体制の作業チームが、検証に関する情報収集を開始した。
- ・教育委員会臨時会議 平成27年2月23日(月)  
事件の概要報告について
- ・教育委員会臨時会議 平成27年2月27日(金)  
事件の概要報告について  
今後の教育委員会の対応について
- ・第1回庁内対策会議・第1回検証委員会合同会議 平成27年3月3日(火)  
これまでの経過等について  
検証委員会の当面の取組について
- ・第2回検証委員会 平成27年3月6日(金)  
調査の状況等について  
検証委員会スケジュール及び今後の進め方について
- ・第3回検証委員会 平成27年3月12日(木)  
聴き取り調査の状況等について  
今後のスケジュールについて  
検証委員会報告について
- ・教育委員会臨時会 平成27年3月13日(金)  
これまでの経過報告について
- ・第2回庁内対策会議 平成27年3月17日(火)  
これまでの経過等について  
外部有識者の参画について

- ・第4回検証委員会 平成27年3月18日(水)  
第2回庁内対策会議について
- ・第5回検証委員会 平成27年3月24日(火)  
中間報取りまとめについて
- ・教育委員会定例会 平成27年3月24日(火)  
中間取りまとめについて
- ・教育委員会臨時会 平成27年3月27日(金)  
中間取りまとめについて
- ・第6回検証委員会 平成27年3月30日(月)  
中間取りまとめについて
- ・教育委員会臨時会 平成27年3月31日(火)  
中間取りまとめについて
- ・第3回庁内対策会議・第7回検証委員会合同会議 平成27年3月31日(火)  
これまでの経過等について  
緊急対策について  
検証委員会中間取りまとめ報告について
- ・第8回検証委員会 平成27年4月17日(金)  
検証状況について
- ・教育委員会臨時会 平成27年4月20日(月)  
検証状況について
- ・第4回庁内対策会議 平成27年4月21日(火)  
これまでの経過等について  
第1回外部有識者会議について
- ・第1回外部有識者会議 平成27年4月30日(木)  
教育委員会事務局検証委員会 中間取りまとめについて
- ・第9回検証委員会 平成27年5月11日(月)  
検証委員会報告書(案)について
- ・教育委員会臨時会 平成27年5月12日(火)  
検証委員会報告書(案)について
- ・教育委員会臨時会 平成27年5月18日(月)  
検証委員会報告書(案)について

#### 検証の方法

次のような資料により情報を収集し、作業チーム・検証委員会にて分析・考察を行う中で検証を進め、合わせて再発防止策の検討を行った。

- ・学校運営計画、学校評価資料、生徒指導部作成資料、平成26年度全国学力・学習状況調査結果等
- ・当該校全教職員に対するアンケート
- ・当該校全教職員からの聞き取り調査
- ・全校生徒のケアに努める中でひろった声
- ・市教委指導主事による抽出生徒への聞き取り(各クラス2名、学校の教育活動全般に関わること)
- ・保護者代表からの聞き取り(PTA役員)
- ・地域の方からの聞き取り(学校教育推進会議委員、地域教育会議関係者、元PTA会長、主任児童員、幼稚園長、こども文化センター館長ら)
- ・庁内対策会議作業部会での情報収集
- ・中学校区小学校への聞き取り



## I 事実関係の把握

### 1 事件の概要

平成 27 年 2 月 20 日午前 6 時 15 分ごろ、川崎区港町の多摩川河川敷で、若い男性が草むらに倒れているのを通りがかった女性が発見し、付近の男性を通じて 110 番通報した。着衣や所持品はなく、すでに死亡していた。

2 月 21 日警察が身元を断定 被害者は川崎市立中学校 1 年 A さん（13 歳）と判明した。

その後、2 月 27 日、容疑者として川崎市内在住の少年 3 人が逮捕され、3 月 19 日 3 人は家庭裁判所に送致された。その後、少年審判を経て、5 月 12 日に検察官送致の決定が下された。

### 2 本事案に対する基本的な考え方

本事案は、社会的にも大変大きな衝撃を与えた事件であったため、多方面から数々の報道がなされた。また、インターネット上においても、様々な憶測や無責任な書き込み等があふれ、事案の本質が見えにくくなってしまっている状況が存在する。

子供たちの安全・安心という明確な課題は当然のことであり、また、不登校生徒への対応や生徒理解、生徒指導の在り方等を問い直す必要があるのは言うまでもない。しかし、検証を進める中でより明らかになってきたのは、家庭との連携のあり方であり、また学校外での生徒たちのつながりの見えにくさであり、そのようなグループによる非行行為への対応のあり方である。そして、それは不登校の中に一定数存在する「あそび・非行型」不登校（文部科学省の分類）の生徒への関わり方等の課題とも密接につながっている。

そのような課題に対しては、今までも各学校は関係機関との連携を強める中で、相応の対応はしてきていたが、携帯電話・スマートフォンの普及や SNS の発達等によって学校外でのつながりが広範囲にわたり、また大変見えにくくなっている状況であるため、実効的な成果が上がっていない面がある。

学校・教育委員会として今後なすべき対応は何か、関係機関との連携をどう強化していくのか、また社会全体としてこのような課題にどう取り組んでいくのかということが、本事案の検証と再発防止の基本的な視点になる。

このような視点の下、この後の章において、検証作業を進めてきた結果から明らかになったこと、課題として見えてきたこと、その課題の上に立っての再発防止策を提示していく。なお、個人に関する情報に関わる内容については非公開とする。

### 3 中学校入学当初までの学校での A さんの様子

個人に関する情報に関わる内容のため非公開

### 4 A さんの行動の変化と学校の対応、関係機関の関わり

個人に関する情報に関わる内容のため非公開

### 5 当該校の生徒の様子

- ・生徒達は落ち着いたある雰囲気の中、規律正しい学校生活を送り、特別活動を大切にされた教育活動が展開されている。全校的に取り組んでいる合唱を含め、各行事に学校全体で取り組む雰囲気があり、そのような校風に多くの生徒が自信をもって活動している。
- ・生徒は、プログラム委員会の活動等で自主性が大切にされていることを感じながら活動しており、それを支える教職員に信頼を寄せている。
- ・生徒からの聞き取りによると、友人間のトラブルは少なく、たとえトラブルが起こってもそれを自分たちで解決する術や糸口を見出せると考えている生徒が多い。また、教職員に対して親しみやすいという印象、信頼感を抱いている生徒が多い。

## 6 当該校周辺での環境の変化について

- ・当該校周辺は、かつて生活環境の変化が少ない地域であったが、近年、新しく大型マンションが多数建設され、それに伴い大型商業施設や遊戯施設が学校近辺にオープンしている。そこは、当該校生徒の遊び場所となるとともに、学区外からも多数の中高生や有職・無職の少年、成人が集まって、新たな交友の場となり、子供たちの学校外でのつながりができたり、時にはトラブルのきっかけの場ともなっている状況である。また、他地区から転居してきて小中学校に転入する児童生徒も多数いて、当該校保護者や地域の方々への聞き取りでは、保護者同士のつながりが希薄になってきている状況や、見知らぬ子供たちが増えてきている中で声をかけづらくなっている状況などが指摘された。

## 7 Aさんの交友関係

個人に関する情報に関わる内容のため非公開

## 8 Aさんに関する他校や教育委員会との情報の共有について

個人に関する情報に関わる内容のため非公開

## Ⅱ 検証と考察

検証委員会では本事案の背景を「市内のどこの学校でも起こりうること」としてとらえ、今回の事案からどのような教訓が得られるかを検討するために、次の5つの視点を中心に検証を進めた。

### ○検証委員会における主な検証の視点

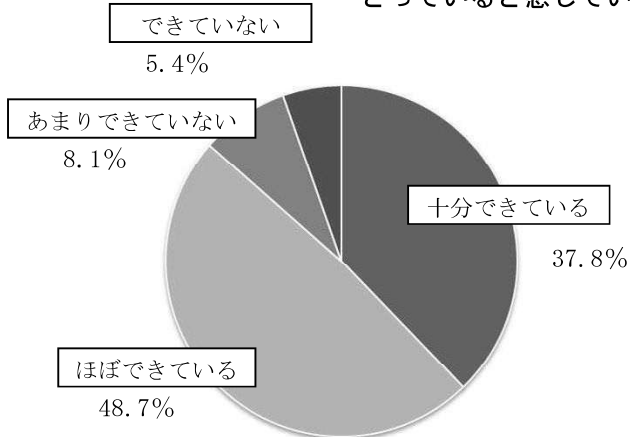
- ①児童生徒理解の検証  
(長期欠席児童生徒の状況の把握・緊急避難を要する児童生徒への対応の検証を含む)
- ②保護者・家庭・地域との連携の検証
- ③校内体制の検証
- ④学校・教育委員会・関係機関(関係局)相互の連携の検証
- ⑤生命尊重、人権尊重教育の検証

### 1 検証の視点① 児童生徒理解について

#### (1)当该校における生徒理解の実際

- ・当该校では、各学年の学年経営計画において「学年経営の基本方針」「学年目標」に生徒理解に関する内容が位置付けられ、組織的に生徒理解に取り組めるように工夫されていた。年間2回の教育相談、各学年6時間ずつのかわさき共生\*共育プログラム、効果測定がそれぞれ実施され、生徒の心を育てるという姿勢で生徒理解に努めていた。
- ・特別活動を軸とした学校行事への取組が盛んで、体育祭や文化祭は生徒にとっての学校自慢のひとつであり、保護者や地域住民からも高い評価を受けている。これらの行事への取組を通じてリーダーを育成し、生徒主体の取組となるように教職員が支援するという関係がつけられている。

#### ・教職員アンケート①「一人一人への生徒理解を進めるための共通認識を持てるような校内体制をとっていると感じていますか。」



「十分できている」「ほぼできている」を合わせた肯定的な見方をしている教職員が86.5%、「あまりできていない」「できていない」と回答した教職員が13.5%となっている。

- ・先述のように、当该校では生徒理解を組織的に進めようとする取組が行われており、多くの教職員がそのことを「共通認識が持っている」と捉えている様子がうかがえる。しかし、その状況を「あまりできていない」「できていない」と否定的な見方をしている教職員が1割強存在することを学校としてどのように受け止めるかが今後の課題となる。

- ・記述回答を求めたアンケートでは、次のような結果が見られた。

Q：「生徒指導」ではなく、「生徒理解」という観点から、本校の指導体制や不登校・問題行動などの課題を考えたとき、スムーズに進んでいる面と、課題として考えている面をお書きください。

- ・スムーズに進んでいる面として、情報が共有されていること、学年内で連携が図れていることを挙げる教員の割合が多い傾向にある。このことはアンケート①にある共通認識とも重ねて考えることができる。
- ・課題として考えている面では、教職員の多忙感や生徒と向き合う時間の不足を指摘する意見が多い傾向にあったが、一人一人への丁寧な対応の必要性や、リーダー中心の関わりになっていないかという指摘も見られる。
- ・生徒理解の基本を一人一人の生徒に対する共感的で多角的・多面的な理解と考えたとき、一人一人への丁寧な対応の必要性や、生徒の内面に迫るような関わりを求める少数の教職員の声にこそ耳を傾ける必要がある。このような意見を今後のより確かな生徒理解に向けた学校体制づくりに生かしていくことが望まれる。
- ・平成26年度の全国学力・学習状況調査では次のような結果も見られる。

質問番号 28：先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか。

(%)

	あてはまる	どちらかといえば、 当てはまる	どちらかといえば、 当てはまらない	当てはまらない
当該校	当該校の数値は非公開			
全国(公立)	26.2	47.9	18.2	6.9

- ・「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」を合わせると大差はないが、「当てはまる」と積極的に肯定した生徒の割合を見ると、全国の平均と比べて開きがあることが分かる。
- ・この回答結果は、教職員アンケートで見られたリーダー中心になっていて、そのほかの生徒に目が行き届いていないという指摘に通じる可能性も考えられる。教員が生徒一人一人に対してきめ細かく、共感的に理解していくことを生徒理解の基本姿勢と考えたとき、生徒たちが、「先生が自分のよいところを認めてくれている」と感じられることはとても大切な視点となる。
- ・この質問の結果を当該校がどのように受け止め、どのように今後の生徒指導に生かしていくかが重要になる。生徒一人一人に対する共感的で多角的・多面的な理解に基づいた生徒指導のあり方を改めて考え、生徒理解をより一層充実させるための取組について検討していくことが課題となる。

## (2) 長期欠席生徒の状況の把握について

- ・当該校では、生徒指導部を中心に生徒指導に関する指導事項や留意点について共通理解を図り、組織的に対応することを意識していた。不登校生徒への対応についても以下のような内容での留意事項が示されていた。

- 不登校生徒への電話連絡や家庭訪問をこまめに行い、本人との関係を切らさないようにする。本人と会うことができなくても、保護者との関係を切らさないようにする。
- 不登校生徒への対応を記録に残しておく。
- 不登校生徒対応の特効薬はない。地道な関係づくりを心がけることで、解決に向けての糸口が見えてくる。

- ・各担任は、これらの留意事項を踏まえて不登校生徒への対応をしていた。また、不登校生徒への対応は基本的に学年を単位にして取り組むこととなっており、情報の共有や対応策について学年内の連携も図られていた。
- ・不登校については原因も状態像も複雑化・多様化していることもあり、不登校の状況にある生徒の内面に目を向けながら、一人一人の状況に応じた対応が求められる。各担任は生徒本人や保護者との関係づくりを意識しながら対応していたが、本人と話すことができない、保護者と連絡がとりづらいつらといったケースもあり、対応に行き詰まりを感じている様子も見られた。

### (3) 要緊急避難生徒への対応について

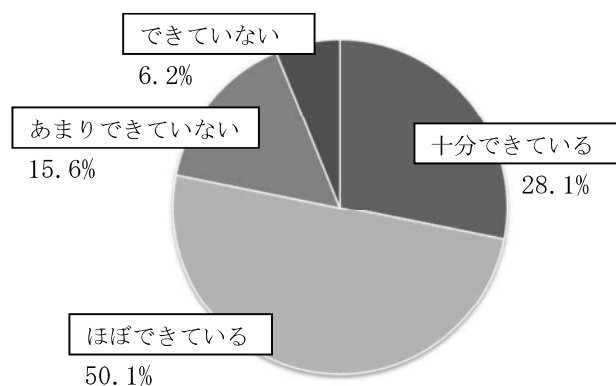
#### ① 本事案における校内の対応

個人に関する情報に関わる内容のため非公開

#### ② 職員アンケートから浮かび上がる課題

##### ・ アンケート③

「緊急避難を要する生徒への対応に関してその体制が十分だと考えますか」



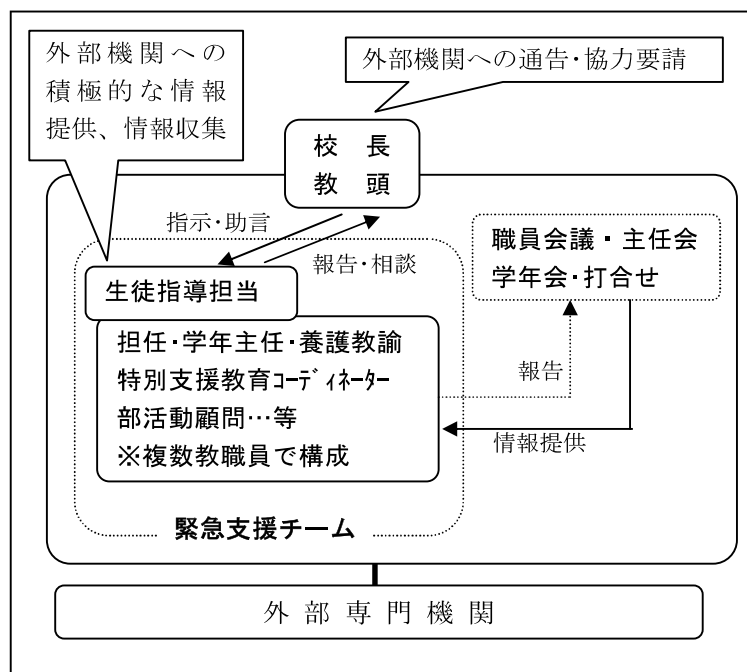
「十分できている」「ほぼできている」を合わせた肯定的な見方をしている教職員が78.2%、「あまりできていない」「できていない」と回答した教職員が21.8%となっている。

- ・ 8割弱の教職員が肯定的な見方をしているが、十分できていると積極的に肯定する教職員の比率は他の設問に比べて若干低めである。事件発生から日が浅い時点でアンケートを実施したことが影響している可能性も考えられるが、緊急避難を要する生徒への対応について、校内で十分に共通理解が図られていなかった可能性が浮かび上がってくる。緊急避難を要する生徒への対応は頻繁にあるものではなく、また、各学校では緊急避難を要する事態に発展しないよう未然防止に向けた取組を強化することが通常であり、緊急避難を要する可能性があると感じたときに迅速に判断し、対応する体制について十分に意識を向けられていなかった可能性がある。
- ・ 今回の事案を受けて、教職員は緊急支援体制をとることができなかったことを重く受け止め、悔やんでいる。情報が不足していた、様々な可能性を想定できなかった等、危機感を高めることができなかった要因はあったが、生徒理解という視点に立ったときに、Aさんが冬季休業まではほとんど欠席なく登校していたことを重ねて考えると、何よりもAさんやAさんの保護者と直接会い、Aさんがどのような状況にあり、どのような援助を必要としているのかを見極めるために、ゆっくり話を聞く機会をもつ必要があったと考える。

### ③生徒理解に基づいた生徒指導体制について

#### <生徒理解のための緊急支援チーム>

- ・登校できない生徒が抱える背景は様々であり、一人一人の生徒をどのように理解し、指導に当たるかという生徒理解の視点が欠かせない。本事案のように生徒の交友範囲が広がり、校外で活発に行動しているような場合には、学校は収集し得る断片的な情報を多面的・多角的に検討し、つなぎ合わせることでその生徒の行動の背景を解釈していくことが求められる。このような作業は担任が一人で行うのではなく、当該生徒と関わりのある複数の教職員が“協働”で行う必要がある。



<緊急支援チームのモデル>

- ・収集した情報から緊急度が高いと認められる事案については、校長のリーダーシップのもとで緊急支援チームを編成し、積極的に外部の関係機関と連携を図りながら対応していくことが求められる。
- ・緊急支援チームを構成する教職員はそれぞれが持っている情報を出し合い、的確な状況把握に努め、当該生徒の状況を多角的・多面的に検討し、解釈していく。その際には、行動の結果だけに目を向けるのではなく、その行動の原因や背景を丁寧に読み解くことが求められる。また、対応の経緯を記録したり、資料を整理したりしておくことも大切になる。

## 2 検証の視点② 保護者・家庭・地域との連携について

### (1) 本事案におけるAさんの保護者との連携について

個人に関する情報に関わる内容のため非公開

### (2) 学校と家庭・地域の連携について

- ・保護者同士の連携の必要性は日頃から感じていることがわかる。ただ、保護者の価値観も多様化し、積極的に関わりを持つことに前向きではない家庭があることも事実で、そのような保護者をどのように巻き込んでいくかという点には大きな課題がある。今回の意見交換会はPTA役員に参加していただいたこともあり、どちらかというに関わりをもつことを推進している立場からの意見である。その一方で、仕事や子育ての多忙さ等により、PTA活動になかなか参加できなかったり、保護者同士の関係を築くことが難しかったりする保護者も一定の割合であることも事実である。このような保護者をどのように支援し、いざという時にお互いに連絡が取り合える関係を築いていくかについて具体的な方策を考えることが求められる。また、このような課題は当該校に限ったことではなく、すべての市立学校に当てはまることであるので、教育委員会をはじめ関係機関がどのような支援をしていくかについても検討していかなければならない。

- ・環境の変化が進行するなかで、その変化に対応した「地域のあり方」を考えていく必要性を感じていることがわかる。当該地域のような変化は人口増加傾向が続く本市においては、どこの地域でも起こりうる課題である。
- ・地域の大人たちは子供たちの気になる行動を目にしているも、そのことをどこに連絡したり相談したりすればよいのかわからないといった思いをもっている。子供たちが集団でいる場合や深夜に徘徊している場合などは、その姿を見かけても直接声をかけることは難しい。そのようなときに対応してくれる窓口の必要性を感じていることがわかる。(同様の意見が保護者代表との意見交換でも出されている。)当該校でも、地域住人から連絡を受けた場合には、複数の教員で現場に向かい、対応する体制がとられていたが、子供たちの“気になる行動”が夜間や深夜に見られた場合、また、学区を越えて他地域から移動してきた可能性があると感じた場合には、学校に連絡してよいのか、どう相談すればよいのかといった点で難しさを感じている様子が見られる。

### 3 検証の視点③ 校内体制について

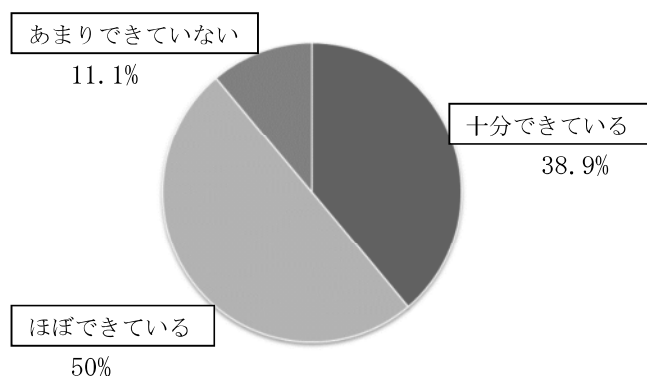
#### (1) 本事業における校内の対応及び協力体制について

個人に関する情報に関わる内容のため非公開

#### (2) 教職員アンケートから浮かび上がる課題

- ・本事業から教訓を得るという視点から、事案発生後に全教職員を対象に実施したアンケートをもとに校内の生徒指導体制について考察する。

#### ・教職員アンケート①「生徒指導に共通認識をもって当たれる体制ができているか。」



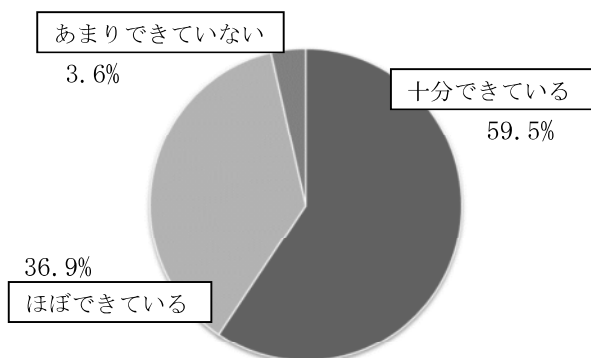
「十分にできています」「ほぼできています」を合わせた肯定的な見方をしている教職員が88.9%、「あまりできていない」と回答した教職員が11.1%となっている。

・教職員アンケート②

「次のような観点での共通認識をもてるような体制をとっていると感じているか。」

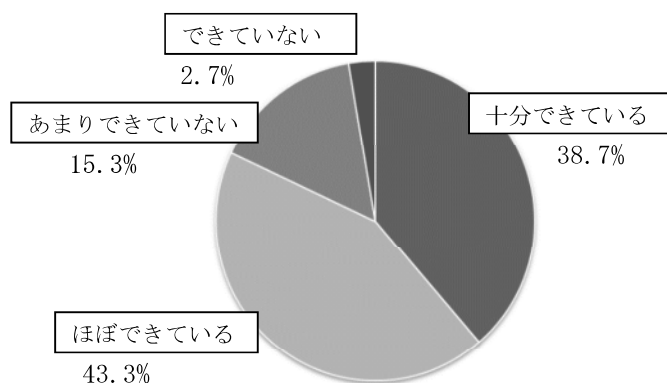
② - 1

「学校でのきまり、登下校指導、始業前・休み時間の教員の動きに関すること」



「十分できている」「ほぼできている」を合わせた肯定的な見方をしている教職員が96.4%、「あまりできていない」と回答した教職員が3.6%となっている。

「一人一人への生徒理解、生徒の問題行動、生徒の不登校に関すること」



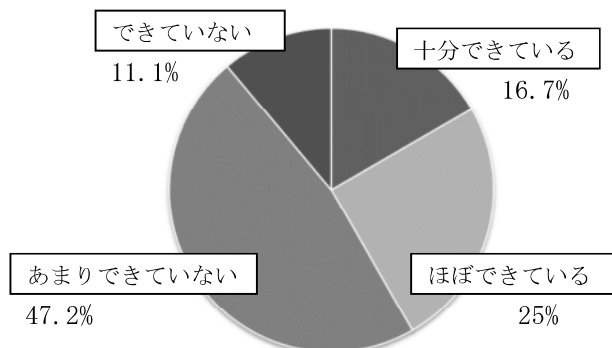
「十分できている」「ほぼできている」を合わせた肯定的な見方をしている教職員が82%、「あまりできていない」「できていない」と回答した教職員が18%となっている。

- ・アンケート①の結果から、当該校のほとんどの教職員は生徒指導において共通認識をもっていると考えていることがわかる。また、アンケート②-1の結果からもわかるように、規律ある学校生活を送るための指導が各教職員の共通理解のもとで全校的な取組としてしっかりと行われていることがうかがえる。当該校の生徒が落ち着きのある雰囲気の中で学校生活を送ることができるのは、教職員による日ごろの学校づくり、雰囲気作りが根底にあり、生徒たちも、自分たちの学校の雰囲気に誇りをもっており、各教科等の学習だけでなく、年間を通じた様々な行事に生き生きと取り組んでいる。
- ・しかし、アンケート②-1と②-2の結果を比較すると、学校のきまり、登下校指導、始業時や休み時間等での教員の動き等の、判断の基準が明確で教員がどのように対応すればよいのかが示されていることに対する対応については自信をもっているが、生徒理解、問題行動に対する指導、不登校生徒への対応等の個々の状況に合わせて判断し対応しなければならないことについてはどうすればよいのか戸惑い、不安を抱えている教職員がいることがうかがえる。家庭と連携を図りながら、状況に応じた柔軟な対応が求められる問題や、生徒理解に基づいた一歩踏み込んだ対応が求められる問題について、十分な共通理解を図って対応できるような体制づくりに課題があることが浮き彫りになっている。



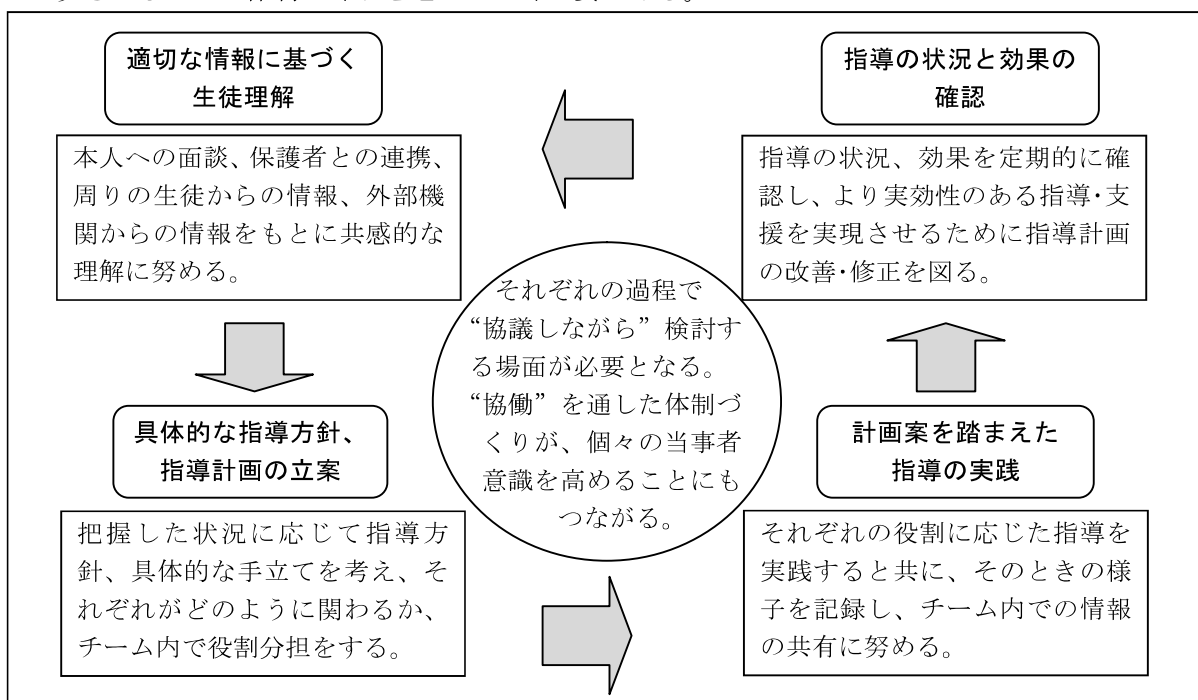
(3) 生徒指導体制の工夫・改善について

・教職員アンケート④「個人の意見や考え方が取り上げられ、組織全体の見直しや指導体制の改善に生かしていけるようなシステムや雰囲気があるか。」



・「あまりできていない」「できていない」という否定的な回答が、「できている」「ほぼできている」という肯定的な回答を上回っている。

- ・生徒指導に対しては、共通認識をもって指導することができる、指導すべき内容も明確になっていると自信をもって回答していた当該校の教職員が、学校の体制に目を向けたときに、「個人の意見が尊重され、指導体制の見直し、改善に生かされているか」という点については58.5%が否定的に捉えている。また、この傾向は教職員への聞き取り調査においても見られた。本校在籍年数の差や教員経験の差によって、組織全体の見直しや指導体制の改善、ひいては学校体制作りについての考え方に差異が認められた。これまでの慣例にしばられて、新しい意見や考え方が学校運営体制全般に反映されにくい状況があったことが浮かび上がってくる。
- ・このような状況が本事業発生の要因として大きく影響したかどうかを明らかにすることはできなかったが、「個人の意見を尊重し、組織全体の見直しや指導体制の工夫・改善に生かす」という課題は多くの市立学校で起こり得る課題だと考えることができる。柔軟で組織的な指導を実現させるための体制づくりを進めていく必要がある。



<柔軟で組織的な指導を実現させるためのサイクルの例>

- ・「状況の把握」→「計画の立案」→「指導の実践」→「状況と効果の確認」→「より深い生徒理解」といった一連のサイクルを意識することで、組織の見直しや指導體制の改善を効率よく行うことができる。また、それぞれの場面において“協議すること”を意識することで、担任が課題を一人で抱え込んでしまうことを防ぎ、当該生徒に関わる教員の当事者意識を高め、各々が課題の解決に組織的に参画しながら校内の指導體制づくりに取り組んでいるという自覚を促すことにもつながる。
- ・問題の早期発見と適切な対応のためには、明らかな問題行動ではなくても、以前と比較して行動などに変化が見られたときに、それを問題の予兆ととらえ、学校として対応していく体制を取っていくことが求められる。そのような予兆としての変化を、教員間でしっかりと把握し、共有しておくことが重要である。
- ・そのような予兆が見られた場合には、当該生徒や保護者に関わることのできる複数の関係教員でチームを作り、把握した事実の共有だけでなく、解決に向けてどのような方針で臨み、どのような対策をとろうとしているのかといった指導の方針や過程及び取組状況を共有するという視点で話し合いをもちながら子供と家庭に関わり、担任だけで問題を抱えないようにすることが重要である。
- ・学校は収集し得る情報を多面的、多角的に検討し、つなぎ合わせることで、変化の背景を解釈し、本人の立場になりきって共感的に理解していくことが基本となる。そのような作業から得た当該生徒像を思い描きながら、当該生徒への関わり方や、その関わりが「本人が望んでいる支援策になっているか」を振り返ることも必要であり、このような作業を、当該生徒や保護者に関わることのできる複数の教員で、チームとして協働で行うことができるような校内体制を作っていくことが必要である。

#### 4 検証の視点④ 学校・教育委員会・関係機関(関係局)相互の連携について

##### (1) 学校と教育委員会との連携

- ・学校と教育委員会との連携は、学校教育部川崎区・教育担当(川崎区役所こども支援室内)による計画的な学校訪問(年間5回程度)と、緊急の事故や事件、また学校だけでは解決が困難な特別な事案が発生した場合の緊急的な学校訪問、加えて日常的な電話相談等によって行われている。
- ・SSW(スクール・ソーシャル・ワーカー)の活用や、外部機関との連携を視野に入れた児童生徒や家庭への関わり必要性については、今までも教育委員会は合同校長会議や地区校長会議において周知を図ってきたが、学校がそのような対応に踏み切るかどうか躊躇しているような場合には、区・教育担当への相談を促すなどのアドバイスが不十分であった面もあった。
- ・また、教育委員会への相談も含めそのような外部機関との連携を図るかどうかは、校長の判断によるものではあるが、生徒指導担当者や学年主任等にも外部機関との連携を視野に入れた対応の方法について、教育委員会から具体的な活用例を示すなど改めて周知し徹底していくことが必要である。
- ・長期欠席傾向の児童生徒の欠席状況等については、学校から区役所区民課への月例報告がなされていたが、教育委員会としては、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」においてその人数を把握するにとどまっていた。しかし、今回の事案を受け、教育委員会として各学校の長期欠席傾向児童生徒の情報を月単位で収集し、状況改善のための支援を積極的に行う体制を整えることが必要である。
- ・さらに、区・教育担当が、より積極的に学校状況を把握し、状況に応じてSSWの積極活用をすすめて外部機関との連携に導くなど、区の実態に応じた適切な指導・助言を行うよう、日常的な情報交換や学校訪問のあり方の見直しを図ることも求められる。

## (2) 学校と関係局区との連携

- ・学校と関係局区との連携については、日常的に関わりのあるこども関係施設であるこども文化センターとの情報連携、児童生徒の虐待の可能性が考えられる事案に関わっては、児童相談所との連携があり、対応の必要がある場合、区・教育担当を介するケースが通例である。

## (3) 教育委員会と関係局区との連携

- ・教育委員会と関係局区の連携は、事案により多岐に渡るが、子供の安全という視点からは、児童生徒の虐待の可能性に関わって、区役所こども支援室を介した関係部署との連携事案が多い。特に、教育委員会の区・教育担当課長が、こども支援室学校・地域連携担当課長も併任して区役所に配置されていることもあり、区役所の福祉部門との連携は日常的に行われている状況がある。
- ・川崎区の長期欠席傾向の児童生徒の多さや、家庭環境に関わる支援ケースの多さ等からも、他の区以上に慎重で的確な関係局区・関係部署の関わりが必要であろう。
- ・今後、関係局区において、情報を学校や教育委員会とどの程度、どのように共有する必要があるかの見極めを、より積極的かつ慎重に行い、また、学校においても、市役所のどの部署がどのように子供や家庭の状況把握に関わっているのかを、管理職や生徒指導担当者等に周知徹底していくことが必要である。

## (4) 教育委員会（学校）と警察との連携

- ・本事案では、平成 27 年 1 月の川崎臨港地区学校警察連絡協議会終了後に、生徒指導担当が近隣校の担当者及びこども文化センター職員に A さんに関する情報を提供し、A さんの交友関係等に関する情報を収集しようとしたが、A さんの状況把握に関する有効な情報は得られなかった。
- ・「中間取りまとめ」の「検証と考察のまとめ」において、「A さんをめぐるトラブルで警察が出動したとの報道があるが、その情報を警察が学校に伝えられる制度が確立していたとしたら、学校は A さんの変化をより重大にとらえ、A さんへの緊急支援体制を取っていた可能性があったとも考えられる。」と指摘した。
- ・そして、4 月 28 日の教育委員会会議において、今後、児童生徒の安全な生活と健全な成長のために、学校・教育委員会と警察との連携を実効的に進めていくことを目指し、「川崎市教育委員会と神奈川県警察本部との相互連携に係る協定書」（案）が承認された。
- ・今後、川崎市情報公開運営審議会への諮問を経て、協定締結に向けた具体的動きを進めていく予定であり、効果的で実効性のある情報連携が可能になるような運用方法を検討していく。

## 5 検証の視点⑤ 生命尊重・人権尊重教育について

### (1) 当該校における生命尊重・人権尊重教育の取組について

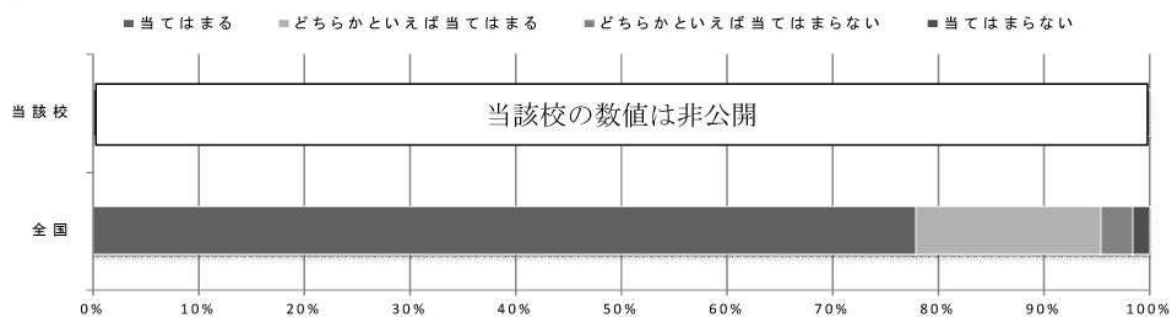
- ・当該校では、学校経営の重点課題の一つに「思いやりの心や、自立(自律)心の育成」を位置づけ、学級活動、生徒会活動、かわさき共生＊共育プログラム、道徳の時間、総合的な学習の時間を連携させて実践している。生命尊重・人権尊重教育については、豊かな心の育成を目指し、道徳の時間及びかわさき共生＊共育プログラムを軸に展開されていた。
- ・道徳の指導は教育課程編成の全体構想でも指導の重点に位置付けられ、各学年のめあてを示し、道徳教育全体計画に基づいて計画的に取組が進められるように工夫されている。また、かわさき共生＊共育プログラムについても人間関係づくりや社会性を育成することをねらいとして人権尊重教育の年間計画に位置付けて、各学年で標準時間の 6 時間を実施している。

・平成26年度全国学力・学習状況調査の結果では、以下のような結果が出ている。

質問番号 36：人の気持ちに分かる人間になりたいと思いますか。

(%)

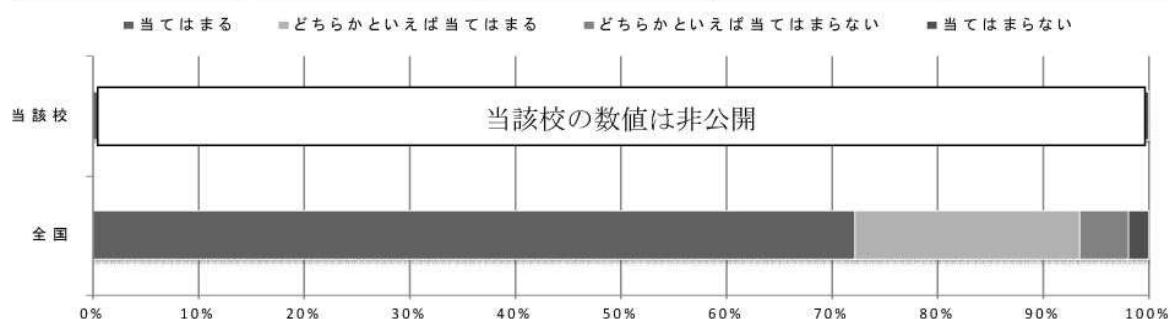
	あてはまる	どちらかといえば、 当てはまる	どちらかといえば、 当てはまらない	当てはまらない
当該校	当該校の数値は非公開			
全国(公立)	77.8	17.5	3.0	1.6



質問番号 37：いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか。

(%)

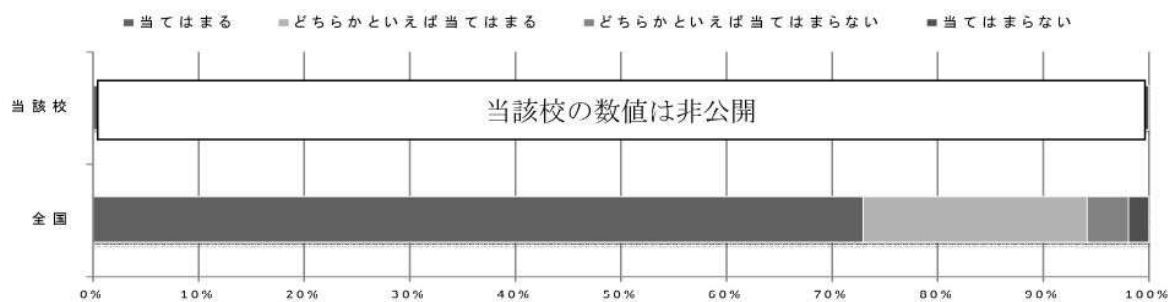
	あてはまる	どちらかといえば、 当てはまる	どちらかといえば、 当てはまらない	当てはまらない
当該校	当該校の数値は非公開			
全国(公立)	72.1	21.3	4.6	1.9



質問番号 38 : 人の役に立つ人間になりたいと思いますか。

(%)

	あてはまる	どちらかといえば、 当てはまる	どちらかといえば、 当てはまらない	当てはまらない
当该校	当该校の数值は非公開			
全国(公立)	72.8	21.2	3.9	1.9



- ・いずれの質問項目においても、全国平均並み、もしくはそれ以上の結果となっている。これらの結果からも当该校における生命尊重・人権尊重教育の取組が一定の成果を上げていることがわかる。

(2) 当该校における生命尊重・人権尊重教育の課題

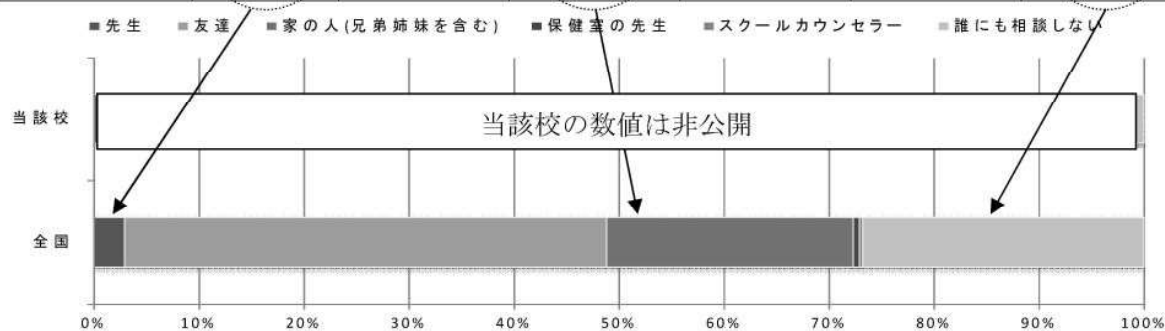
- ・教職員に向けたアンケート「生命尊重、人権尊重教育は教育活動のすべてに渡って行うべきものですが、あなたはどのような教育活動の場面で特に実践していますか。」という問いに対する回答記述では、多くの教職員が道徳の時間の充実や、かわさき共生\*共育プログラムの活用をあげている。上記の調査結果が、教職員間の共通認識に基づいた実践の成果であることが分かる。その反面、道徳の時間やかわさき共生\*共育プログラム以外の記述に目を向けると、日常的な声かけや、気付いたときに随時という記述が多いのに対し、各教科等の学習において、道徳の時間などとの関連を考慮しながら指導しているという記述が少ない傾向が見られた。“学校の教育活動全体を通じて行う”という必要性や重要性は教職員間で理解され、共有されているが、それをより効果的に実践するための方法を模索している様子が見える。
- ・道徳教育の要として位置付けられている道徳の時間や本市が独自に行っている参加体験型のかわさき共生\*共育プログラムを軸にしつつ、より体系的に生命尊重・人権尊重の意識を高めるためには、各教科等の学習において、生命尊重・人権尊重教育のねらいとの関連を図り、生徒の発達段階を考慮して適切に指導を行うことが求められる。
- ・このような取組の定着は、当该校に限らず、本市中学校における共通の課題とも言える。教育委員会としても各学校がより一層、意図的・計画的に生命尊重・人権尊重教育に取り組めるよう、教育課程に効果的に位置付ける事例などを積極的に紹介するなどの支援を行っていく必要がある。

・平成26年度全国学力・学習状況調査では、以下のような結果も見られた。

質問番号 26 : 学校生活で、友達関係など何か悩みを抱えたら、誰に相談することが多いですか

(%)

	先生	友達	家の人 (兄弟姉妹含む)	保健室の先生	スクール カウンセラー	誰にも 相談しない
当该校	当该校の数値は非公開					
全国(公立)	2.9	45.6	23.3	0.6	0.3	26.6



- ・青年期の特徴として生徒たちが先生には相談しなくなっている様子が見え、教員に相談する生徒が元々ごく少数であるという事実が読み取れる。そのようななか、当该校の数値は全国の平均よりも低くなっている。その背景要因と学校体制の関係を探っていく必要があると考える。また、家の人との相談の割合が比較的高い傾向であることから、保護者・家庭との連携が欠かせなくなっていることが分かる。学校が生命尊重、人権尊重教育に取り組んでいることを、そのねらいや内容も含めて保護者にも理解してもらうことが求められる。
- ・また、全国の平均と比較するとその値は低いものの、「誰にも相談しない」と回答する生徒が一定の割合存在するという事を見逃してはいけない。この事実を学校は受け止め、このような生徒との受容的な関係づくりを日ごろから心がけて行くことが求められる。

・生命尊重・人権尊重教育をより一層充実させることで、“命が守られ、尊重されること” “あらゆる権利の侵害から逃れられること” “状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること” など、本当に困っているときに相談することができ、そして守ってもらえることを生命尊重・人権尊重の学習を通してしっかりと伝えていく必要がある。

## 6 全市的な取組のその他の検証項目

### (1) 不登校対策

- 平成 25 年度、本市の小学校の不登校児童数は 238 人で、前年度の 210 人から約 13%増加している。また、中学校の不登校生徒数は 1048 人で、前年度の 1010 人から約 3.7%増加している。全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合を示す出現率を全国平均と比較すると、小学校はほぼ同程度、中学校は大きく上回っている。(図 1 参照)
- 平成 24 年度に減少傾向が見られたが、再び増加したことから、各学校で改めて不登校児童生徒の実態を把握し、再登校への支援及び新たな不登校児童生徒を生まない取組を推進していくことが喫緊の課題となっている。



【図 1】川崎市の不登校児童生徒数と出現率の推移（過去 5 年間）

- 不登校児童生徒の居場所(安心安全感を得る場所)として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動の他、きめ細やかな相談活動を通して、子供たちの自主性の育成や、自尊感情を高めることにより、状況の改善を図り、学校や社会への復帰につながるよう取り組んできている。また、市内 NPO 等の協力も得ながら、一人一人の児童生徒の実態にあった支援に取り組んでいる。
- また、各小中学校においては、小中連携教育の推進を図る中で、いわゆる「中 1 ギャップ」の解消に向けて様々な取組を進めてきており、それは中学校での不登校生徒数、出現率の減少につながってきた面もあると考えられる。
- しかし、近年の本市の不登校児童生徒の状況を分析すると、小学校低学年においては、病気を理由とした長期欠席傾向の児童の増加が目立ち、それがその後の不登校状態へ移行する可能性が高い状況であること、また、中学校においては、1 年生の出現率が減少しているのに反して、2 年生から 3 年生の段階での不登校生徒数の増加が目立ってきており、その背景・原因を的確に分析しつつ、今までの中学校での不登校対策のあり方を見直す必要があると考えられる。

### (2) 中学校の生徒指導体制の見直し

- 本市では、長年にわたって各学校の児童生徒指導担当教諭で構成する「児童生徒指導連絡協議会」を組織し、事例研究、テーマ協議、情報交換等を行い、児童生徒指導のあり方や校内体制づくり、地域や関係機関との連携のあり方等について協議を重ねてきた。
- 特に、中学校においては、昭和 50 年代の校内暴力や学校間抗争などの事案に対し、校内の生徒指導体制を整えながら、全市的な約束事を定めて学校間の連絡を密にしなが、対応に当たってきた。各学校内においては、生徒数の増加が続き大規模校も多く存在したこともあり、学年ごとに指導規範が異なっていたり、教員による指導観の違いがあったりして、指導や対応に差異が生じることもあり、それがまた生徒たちの荒れにつながっていったような側面もあった。
- そのような反省から、各学校は、共通認識に立った生徒指導体制の強化を図るべく、いわゆる

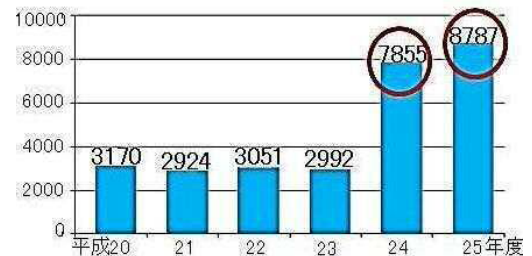
校則（生徒心得）や指導事項を見直したり整理したりするとともに、学年を超えて全校的に指導していく体制を整えてきた。

- ・しかし、個に応じた指導よりも指導事項を明確にしながらの全体的な指導や統一的な指導に重点が置かれていたため、そのような指導体制になじめなかったり、不安を高めてしまう生徒も出現し、不登校生徒が多く生じてしまう一つの要因にもなるような状況も存在した。
- ・その後、いじめ、暴力行為、不登校生徒の増加とともに、生徒の問題行動そのものへの適切な対応のためには、その背景にある様々な要因を踏まえた指導が必要であることへの認識が高まり、かつての「生徒指導」というとらえから、「生徒理解」に基づいた生徒指導の必要性が次第に認識されてきた。
- ・スクールカウンセラーの導入によって教育相談体制も整ってくるとともに、教員のカウンセリング技法の習得も必要になり、各学校においては、そのような校内研修を実施したり、校外での各種研修でもそのような要素が取り入れられるようになってきた。
- ・また、関係機関との連携も、従来よく行われていた情報連携から、一歩進んだ行動連携の必要性が唱えられるようになり、学校だけでなく子供たちに関わる様々な外部の機関とともに、問題行動等の対応に当たる体制が少しずつ整えられてきた。
- ・平成10年頃からは、小学校における学級崩壊の問題や小1プロブレム等の問題が生じてきて、その背景に子供たちの遊びの変化や、家族関係の変化、また体験の不足などが指摘され、子供たちの社会性の欠如が背景にあることが明らかになってきたが、そのような子供たちの変化に対し、中学校の生徒指導体制は十分に柔軟に対応してきたとは言えない面があった。
- ・さらに、発達に課題を抱える子供たちの存在が明らかになっていく中で、問題行動と生徒の発達の課題とを関連付けて考えていく必要も生じてきたが、それへの対応も十分であるとは言えない面もあった。
- ・平成18年から特別支援教育の導入に伴い、各学校では特別支援教育コーディネーターを任命して、個別の事情に応じた相談体制と関係機関との連携に向けた体制を整えてはきたが、その位置づけや運用状況は各学校ごとに差異があり、特に中学校においては生徒指導担当とのつながりを意識した体制づくりは、十分ではなかった
- ・今回の事案においても、当該校での指導体制の課題を指摘したが、現在の子供たちの実態や子供たちを取り巻く状況により柔軟に対応することができるよう、生徒指導体制の見直しが求められる。

### (3) 情報モラル教育

- ・「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題」（平成25年度 文部科学省調査）によると、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」という項目の数値が、平成24年度以降急増している。（資料1）
- ・また、「川崎市立小中学校における情報モラル教育に関する調査」（平成26年3月 川崎市教育委員会）では、小学校では約25%、中学校では約90%の学校でSNSに関係する情報モラルの問題が発生している。

「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。」



資料1 文部科学省 児童生徒の問題行動等  
生徒指導上の諸問題 平成25年度



- ・トラブルの内容には共通点が二つあり、一つは、相手の気持ちを考えず、誹謗中傷や画像の拡散によりトラブルに発展してしまったこと。もう一つは、情報技術（スマートフォンなどの機器）の特性の理解不足により、インターネット上に個人の情報等が公開され、不特定多数に広まってしまい、深刻なトラブルに発展してしまったことである。（資料2）

小学校
<ul style="list-style-type: none"> <li>・LINE で友達が悪口を書いたことがばれ、脅された。</li> <li>・児童がスマホで撮影した他の児童の画像をLINE で流した。</li> <li>・LINE での誹謗中傷、悪口、情報流出。</li> </ul>
中学校
<ul style="list-style-type: none"> <li>・LINE での誹謗中傷、悪口、外し、学校間トラブル。</li> <li>・SNS への書き込み(無断で写真使用・誹謗中傷・なりすまし)。</li> <li>・ブログ等などに複数で撮った写真を載せ、一部を他人が使用。</li> </ul>

資料2 川崎市立小中学校で実際にあった SNS トラブルの記述 (一部抜粋)

- ・今までに、各中学校・高等学校では、通信業者や NPO 団体、また神奈川県警察等の協力を得て、情報モラル教室を行ってきており、近年では小学校においての実施も多くなってきている。また、各 PTA や区 PTA・市 PTA 協議会や地域教育会議でも、独自に講習会や研修会を行ってきているが、技術の進歩や子供たちの実態に追いついていない面があるのは否めない。
- ・情報化社会の進展が進み、携帯電話やスマートフォン等の情報機器を日常的に利用する子供も増加している。これに伴い、LINE 等の SNS の急速な普及により、子供たちの交友関係は従来とは違った広がりを見せている。この交友関係は大人には見えづらい不透明のもとなっており、子供だけの世界が広がってきているという実態がある。この実態に対して学校では十分な指導や支援が進められていない実情もあり、実効的な指導に取り組んでいく必要がある。

## 7. 加害者について

個人に関する情報に関わる内容のため非公開

## 8 検証と考察のまとめ

- ・本事案における最大の課題は、学校がAさんの状況を十分に把握できなかったことにある。12月までは登校していたAさんが、1月以降突然続けて登校しなくなった時点で学校は危機感を高め、組織的な支援体制をとり、登校できない原因や背景を探るべく何よりも本人・保護者と直接会って話を聞き、Aさんがおかれていた心理的な状況を汲み取る働きかけを最優先に対応すべきであった。以下、検証の視点を中心に考察をまとめる。

### <生徒理解>

- ・青年期の生徒の問題行動は原因も状態像も複雑化・多様化しており、その対応も多岐にわたり、困難なケースも少なくない。今回の検証においても、学校は校内での情報の共有を心がけ、仲のよい生徒や近隣校からの情報収集に努め、保護者と連携を図りながら対応していたことは確認できた。しかし、Aさんの危機的状況に関する情報が手に入らなかったということや、まさかAさんが殺人事件に巻き込まれるとは思っていなかったという背景要因があったとはいえ、Aさんの内面に寄り添い、受容的な姿勢で積極的に関わっていくことが必要だった。また、そのような働きかけを通して教職員が本心から心配しているということがAさんやAさんの保護者、また、周りの生徒たちにもっとうまく伝わっていれば、Aさんの危機的状況に関する情報は、より入りやすくなったであろうと思われる。本事案において学校及び周りの大人がAさんが危機的状況にあるという情報を手に入れることができなかったということを重く受け止め、教育委員会を含め、学校の教職員等、本市の教育に携わるすべての者が「生徒理解」という言葉の意味をもう一度見つめ直すことが求められる。
- ・「一人一人の内面に寄り添い、多角的、多面的に理解する。」言葉にするのは簡単であるが、この生徒理解の基本姿勢を日常的に、あらゆる生徒に対して、すべての場面で実現することは簡単なことではない。特に心身の発達・変化が大きい青年期の指導には困難を伴うケースも少なくなく、確かな生徒理解に基づいた生徒指導を実現することは、本市立中学校・高等学校の共通の課題である。

### <校内体制>

- ・当該校の生徒指導体制は学年での対応を基本としながら、教職員間の情報の共有及び連携が図られていた。しかしながら、本事案においては、Aさんと直接連絡がつかない、直接会って状況を把握することができないという状態が長く続いてしまった。その背景には、校内の体制として、連絡・相談・情報共有は図られていたが、問題の背景の把握や指導方針・効果の共有及びそれらを振り返り、修正を図るためのサイクル等が十分に機能していなかったということが影響しているものと考えられる。
- ・問題の早期発見と適切な対応のためには、明らかな問題行動ではなくても、以前と比較して行動などに変化が見られたときに、それを予兆ととらえ、学校として対応していく体制を取っていくことが求められる。そのような予兆が見られた場合には、複数の関係教員でチームを作り、把握した事実の共有だけでなく、指導の方針や過程及び取組状況を共有するという視点で話し合い、生徒や保護者と関わりがもてる教員が役割を分担して関わり、担任だけで問題を抱えないようにすることが重要である。
- ・学校は収集し得る情報を多面的、多角的に検討し、つなぎ合わせることで、変化の背景を解釈し、本人の立場になりきって共感的に理解していくことが基本となる。そのような作業から得た当該生徒像を思い描きながら、その子への関わり方や、その関わりが「本人が望んでいる支援策になっているか」を振り返ることも必要である。このような作業を、チームとして協働で行うことができるような校内体制を作っていくことが求められる。
- ・本市においては、近年、新規採用教員が増え、各学校に経験の浅い教員が増える傾向にある。経験豊かな教員がその経験を生かし、経験の浅い教員はより生徒に近い目線で内面に迫るといったお互いの相乗効果を促す意味でも、各々が課題の解決に組織的に参画しながら校内の体制

づくりに取り組んでいるという自覚を促すことも重要な課題であると考える。

#### ＜緊急支援体制＞

- ・今回、当該校は緊急支援体制をとるという判断にはいたらなかった。その要因として、Aさんの保護者との電話連絡の内容から、もうすぐ戻ってくるだろうと期待をもって考えていた心理的な側面とともに、どのような場合に緊急支援体制をとるのかといった事案の整理が十分でなかったということが影響しているものと考えられる。管理職は、生徒指導担当等とともに、日頃からどのような場合に緊急支援体制をとるのかを整理し、必要性を感じたときには躊躇なく判断が下せるように準備しておくことが求められる。また、生徒指導担当教諭や学年主任は緊急支援の必要性が生じたときに、速やかに、しかるべき体制が取れるように、管理職に判断を仰いだり、要請したりという働きかけも必要になってくる。問題が発生した際に、その解決に向けて柔軟な動きが取れるような体制をつくっておくことが大切になる。
- ・緊急支援体制をとる際には、チームを構成する教職員が持っている情報を出し合い、的確な状況把握に努めるとともに、お互いの役割をある程度明確にし、各自が状況判断しながら、問題解決に向けてそれぞれが連動して取り組んでいく、いわゆる“サッカー型のチーム”として機能することが求められる。また、そのような有機的なつながりをもったチームを機能させるには、全体を俯瞰して状況を把握し、指導方針や具体的な手立ての適否を判断し、修正を図るといったマネジメント能力が求められる。管理職を始め、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、児童支援コーディネーター等への研修を通して、更なる資質向上を図っていく必要がある。

#### ＜関係機関との連携＞

- ・都市化や少子化、情報化などが急速に進展するなかで、社会全体で様々な課題が生じてきており、児童生徒指導においても解決が困難な事案を一部の教職員が抱え込んでしまったり、学校だけで解決を図ろうとして停滞してしまっている事案があることを教育委員会としても重く受け止め、再発防止に努めなくてはならない。
- ・本市ではこれまで、児童生徒指導に関する学校支援を担当する部署として区・教育担当を配置していたが、Aさんの状況については学校から区・教育担当への具体的な相談がなく、把握することができなかった。そのため、SSWの活用を含めた関係機関との連携を円滑に図れるように学校へアドバイスすることができなかった。
- ・今後は、長期欠席傾向のある児童生徒の状況を学校と区・教育担当が共有できる仕組みを整え、教育委員会がより積極的に学校の状況を把握し、その状況に応じて実効性のある指導・助言が行えるような体制の見直しが必要である。
- ・また、関係局区においては、情報を学校や教育委員会とどの程度、どのように共有する必要があるかの見極めを、より積極的かつ慎重に行い、また、学校においても、市役所のどの部署がどのように子供や家庭の状況把握に関わっているのかを、管理職や生徒指導担当者等に周知徹底していくことが必要である。
- ・さらに、児童生徒の安全な生活と健全な成長のために、学校・教育委員会と警察との連携を実効的に進めていくことを目指し、「川崎市教育委員会と神奈川県警察本部との相互連携に係る協定書」(案)が教育委員会にて承認されたことを受け、今後、川崎市情報公開運営審議会への諮問を経て、協定締結に向けた具体的な動きを進めていく予定である。

#### ＜地域との連携＞

- ・当該校の周辺地域は、近年大型集合住宅の建設が進み、新しい住民が増加し、地域での意思疎通や情報共有が図りづらくなってきているという実態が浮かび上がってきた。このような状況は、人口の増加傾向にある本市においてはどの地域でも起こりうる課題である。保護者も、親同士が知り合う機会が少なく、また、SNSの発達等もあり、子供は一緒に遊んでいても、親はその相手の顔や名前が分からず、親同士の面識もないことが珍しくなくなってきている。こう

した変化に合わせた新しい枠組みづくりが必要になってきているとも考えられる。教育委員会としても、関係局区との連携を図りながら子供たちを守り、支える地域社会のあり方について具体的な検討を進め、学校と地域社会が一体となって開かれた学校づくりを進めるための支援を図っていく。

#### ＜生命尊重・人権尊重教育＞

- ・本事案において、Aさんが危機的状況にあるという情報を学校を含め、周りの大人が手に入れることができなかったという点を重く受け止めなければならない。各学校においては、生命尊重・人権尊重教育をより一層推進していくことはもちろんだが、日頃から培う信頼関係を基礎に、自身や友人に被害のおそれがあるとき等は教職員をはじめとする身近な大人によく相談するということを繰り返し指導していくことが必要である。また、この取組を保護者、地域と連携を図り、工夫して進めていくことが求められる。

### Ⅲ 再発防止策に関して

今後、同様事案の再発防止と児童生徒のより安全・安心な環境作りに向けて、教育委員会としての取組と、関係局区との連携について、以下に述べていく。

#### 1 教育委員会としての取組

##### (1) すでに取組をはじめたもの

ア ダイアル SOS の開設

イ 市独自の長期欠席者に関する調査の結果に基づいた学校支援策

各学校の生徒の欠席状況と不登校生徒の個々の状況を校務支援システムを活用して簡易に調査・集計できるようにし、その結果を区教育担当と共有することにより、学校の実態に応じた支援を実施。

ウ 教育委員会(区・教育担当)が、各学校の長期欠席傾向にある児童生徒の状況を把握し、実情に合わせて的確に支援するための連絡票の活用

エ 再発防止に向けた事務局組織体制の強化

- ・学校支援総合調整担当理事の配置
- ・指導課組織体制の強化
- ・区の実態に応じた支援体制の強化(川崎区・教育担当指導主事及びSSWの各1名増員)

##### (2) 今後、取組の強化を進めるもの

ア 長期欠席傾向のある児童生徒への対応を含めた包括的な不登校対策

- ・本市の不登校対策は、これまで、不登校児童生徒の実態を把握し、一人一人の状況に応じた「再登校へ向けた支援」及び「新たな不登校を生まない取組」を進めてきた。今後は「不登校」という問題行動がおきてから解決や解消を図るといった従来の考え方ではなく、いわゆる“不登校”とされる児童生徒だけでなく、“長期欠席傾向”のある児童生徒全体をケアの対象とし(「不登校相当」「準不登校」等)、児童生徒が学校に来ない(来られない)ということ自体が児童生徒自身あるいは家庭や学校に何らかの課題があるというシグナルであると受け止めることとし、各学校と教育委員会 区・教育担当が連携を図り、個々の児童生徒の欠席について、的確に状況を把握し、必要な対応が適切に行われているかを確認していく仕組みを確立させる。
- ・各学校にこの取組を周知するとともに、教職員に長期欠席傾向のある児童生徒への適切な対応を促すための研修用資料を作成し、その活用を通して長期欠席傾向にある児童生

徒への対応を含めた包括的な不登校児童生徒対策に取り組む。

## イ 情報モラル教育

今後の重点的な取組

インターネットに係わるトラブルを未然に防いだり、トラブルに適切に対処したりするためには、情報モラルについての意識とリテラシーの向上が急務であり、次のような取組を行う。

### <児童生徒の実態に応じ、判断力の育成に視点をあてた情報モラル教育の実施>

- ・情報モラルにおける判断力は、「道徳などで扱う日常生活におけるモラル（＝日常モラル）」と、「インターネットの特性（仕組み）」の理解を通して育む。「インターネットの特性（仕組み）」として、公開性、記録性、流出性、非対面性を指導する。また、SNS の特性として閉鎖性も指導に加える。
- ・情報モラル教育年間指導内容一覧（平成 26 年度情報モラル教育研究会議作成）等を活用して、朝の会や帰りの会等の機会を通じた日常的な情報モラル教育により、判断力を育む。
- ・SNS 等の利用における課題や適切な利用方法・トラブル回避等について、児童生徒自らが、自分たちの問題としてとらえ、自ら考えながら意識を高めていくことにつながるような、児童生徒会活動への働きかけも検討していく。

### <職員研修の充実>

- ・現状では、多くの学校が情報モラル教育職員研修を実施している。今後は、その実施内容を報告してもらうとともに、研修内容の分析を行い、より本市に適した研修内容を検討していく。また、川崎市 PTA 連絡協議会とも連携を密にし、児童生徒の実態（アンケートより）や保護者のニーズなども情報共有しながら、保護者向けの研修を充実させていく。なお、総合教育センター以外にも職員研修に対応できる機関の一覧を全市に紹介し、学校の実態に合った職員研修が行えるようにしていく。

## ウ 生命尊重・人権尊重教育の充実

- ・「川崎市子どもの権利に関する条例」においても掲げられている“命が守られ尊重されること”、“あらゆる権利の侵害から逃れられること”、“状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること”など、本当に困っているときに相談することができ、そして守ってもらえることは誰もが持っている権利であることを、学習を通してしっかりと伝える必要がある。権利学習資料を継続して学校に提供していくとともに、自ら危険を知り、自分を守るための具体的なプログラム等を学校に紹介していく。ただし、それには子供たちが接する身近な大人、そして、すべての大人が信頼される社会を築き上げていく必要がある。
- ・かわさき共生＊共育プログラムの活用に伴い参加体験型の学習は進んできている。一方、参加体験型の疑似体験や間接体験のような学習では得られない個別的な人権課題に関する内容や、生命の尊重に関する内容については、さらに学習方法を検討する必要がある。市内には、いじめ被害者のご遺族を招いてお話を聞く取組、学校が区役所と連携を図り、生徒が 100 組前後の赤ちゃん、お母さんとふれあう体験活動、川崎市動物愛護センターの方々の講演を聞き、動物たちのために自分たちができることを話し合う取組などを継続して行っている学校がある。教育委員会としても、このような当事者等の講話を聞き、生きることの意味や命の尊さを実感できる学習の取組が、各学校で着実に推進されるよう、今後、学習方法の改善を図り、教職員の一層の意識啓発を図っていく。さらに、各学校においてより体系的に生命尊重・人権尊重教育が実施されることを目指し、各教科等の学習において生命尊重・人権尊重教育のねらいとの関連を図り、学校の教育活動全体を通して意図的・計画的に生命尊重・人権尊重教育に取り組めるよう、教育課程に効果的に位置付けるための支援を行っていく。（全体計画の作成）

## 2 学校に求める取組

### (1) すでに取り組をはじめたもの

各学校の指導体制の点検・強化と教育活動の改善・充実

- ・今回の事案の当該校においては、十分な体制が取られていた部分とともに、今後改善が必要な部分も見られた。全市的な中学校の生徒指導体制の見直しとともに、市内すべての学校の体制強化を図るために、新年度の体制について各学校が点検を行い、教育委員会がその実態に応じた指導・助言を行っていく中で、全市的な指導体制の強化を図っていく。

### (2) 今後、取組の強化を進めるもの

#### ア 子供の相談窓口の周知・啓発

- ・子供の相談機関を一覧にまとめ、毎年、市立学校の児童生徒に配布している相談カード「ひとりで悩まないで」の認知度および活用度の実態調査アンケートの実施。アンケートの結果を分析し、より実効性のある取組となるよう児童生徒への啓発を推進する。

#### イ 児童生徒指導体制の見直し

- ・生徒や保護者の抱える課題の原因や背景を把握するよう努め、さらに保護者との相談と連携を深めながら、いじめや不登校等の未然防止をはじめ、生徒の抱える課題の早期解消に向けた適切な対応の充実を図るためには、従来型の生徒指導体制から、個へのより柔軟な対応を図るための体制作りが求められる。
- ・そのためには、教職員が、今の中学生を巡る様々な状況を十分に理解し、個々の生徒の特性や状況を把握するにはどのような生徒理解が必要であるのかをしっかりと認識したうえで、生徒や保護者・家庭との信頼関係づくりを心がける必要がある。そして、学校全体で生徒指導に対する考え方を見直しながら、緊急支援チーム等の編成など状況に応じて柔軟で組織的な対応が可能になるような指導体制を再構築していくことが求められる。
- ・その中心となる生徒指導担当教諭は、校内においては、コーディネーター機能をより高め、それぞれの教員の対応が生徒理解に基づいて個々の生徒の特性に応じた支援・指導につながるよう、特別支援教育コーディネーターとの連携を深めたり、スクールカウンセラーやSSW等関係機関のより有効な活用が可能となるようにする必要がある。また、校外においては、今まで以上に、学校間や関係機関・関係施設との連携を強化し、地域での生徒たちの状況把握に努めることが求められる。
- ・また、小学校においては、児童支援コーディネーターを中心とした学校体制の充実を図りつつ、低学年における病気を理由とした長期欠席傾向にある児童の実態に目を向け、適切な児童理解に基づいた支援のあり方を追求していく必要がある。
- ・その際に、学校で得られる情報や保護者を通じての情報だけでなく、区役所の福祉部門との適切な連携を通して必要な情報も得られるよう、管理職だけでなく、児童支援コーディネーターも区・教育担当との関係を深め、区役所機能への理解を深める中での児童支援活動を推進していくことが求められる。
- ・そのような中での児童支援や家庭支援の状況を情報として適切に積み上げ、校内で確実に共有していくことと、その情報を確実に中学校に伝えていく小中連携活動を土台として、小学校・中学校それぞれにおいて、児童生徒指導体制を見直し、充実を図っていくことが求められる。

## 3 関係局区との連携推進

- ・今回の事案を受けて、緊急に実施した本市独自の調査「川崎市 児童生徒の長期欠席者の状況把握について」（平成26年4月1日から平成27年2月28日までの間に、30日以上欠席している者、30日を下回っていても1月以降に連続して7日以上欠席している者、断続14日以上欠席している者の状況についての調査）において、長期欠席者総数2,251名（小学校665名、中

学校 1,119 名、高等学校 129 名、特別支援学校 30 名)のうち、指導・支援が必要とされる状況の児童生徒は 193 名であった。

- ・その中で、特に緊急を要すると考えられる「所在が確認できない」「家にいない」という児童生徒 2 名については、DV 避難であること、また高校生 2 名についてもその後所在・安全が確認できたが、子供たちの状況を確実に把握するためには、学校の取組だけでは限界がある。
- ・また、文部科学省の緊急調査では、本市の児童生徒の中で「生命又は身体に被害が生じると見込まれるもの」2 名と、「学校外の集団の中で生命又は身体に被害が生じると見込まれるもの」9 名の存在が明らかになった。(その後、それぞれの所在と安全は確認済み)
- ・そのような子供たちを取り巻く現実の中で、家庭や子供たちに関する様々な情報や、地域での子供たちの実態に関する情報など、庁内に存する各種情報を、子供たちの安全・安心という観点からどのような情報連携が必要なのか、またどの程度可能なのか、全庁的視点から検討する必要がある。

#### 4 保護者・地域との連携推進

- ・川崎市では、学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力の向上を図る市民の自主的な活動組織として「地域教育会議」が、各中学校区と行政区にあり、地域住民の主体的な参加と運営により、「教育を語るつどい」や「子ども会議」などが開催され、教育について保護者・住民が学校と共に考え合う活動が行われている。
- ・今回の事案を受けて、各区地域教育会議では、地域として何ができるのかを話し合い、情報交換を行うなど積極的な動きが見られ、その動きは各中学校区地域教育会議にも波及しつつある。
- ・今後、今まで以上に学校と地域との連携を推進しながら再発防止を図っていくために、学校と地域教育会議との関係をより積極的に深めていきつつ、課題解決に向けての取組を検討していくことが重要である。
- ・また、各学校の PTA、区・市 PTA 協議会や、町内会・子供会等の関係団体との連携のなかでも、児童生徒の安全・安心な体制づくりについて、今まで以上に取組を推進していくことが重要である。

#### 5 警察との情報連携の推進

- ・すでに述べたように、4 月 28 日の教育委員会会議において、今後、児童生徒の安全な生活と健全な成長のために、学校・教育委員会と警察との連携を実効的に進めていくことを目指し、「川崎市教育委員会と神奈川県警察本部との相互連携に係る協定書」(案)が承認された。
- ・今後、川崎市情報公開運営審議会への諮問を経て、協定締結に向けた具体的な動きを進めていく予定であり、効果的で実効性のある情報連携が可能になるような運用方法を検討していく。

### IV まとめ

本事案の背景について、①児童生徒理解、②保護者・家庭・地域との連携、③校内体制、④学校・教育委員会・関係機関(関係局)相互の連携、⑤生命尊重教育・人権尊重教育の 5 つの視点を中心に検証・考察を進めてきた。今回示した再発防止に向けた様々な課題は、学校だけで解決することは困難なものが多く、また、教育委員会及び他の関係機関(関係局)それぞれが別々に対応しても限界がある。

今後、庁内対策会議においてさらに議論を深め、子供の安全・安心な環境づくりに向けた総合的な対策を報告する予定であるが、単に仕組みを整えるだけでなく、その仕組みを利用(活用)する市民の姿を具体的に思い浮かべながら、社会全体で取り組むような実効性のある再発防止策の検討を進めていきたい。

(資料)

「中学生死亡事件に係る教育委員会事務局検証委員会設置要綱」

平成 27 年 3 月 3 日 26 川教指第 2820 号

(設置)

第 1 条 川崎区内で発生した中学 1 年生死亡事件に係る事実関係の検証を行い、市内の全ての市立学校の教育活動に活かされる仕組みをつくとともに、関係局等と連携を図りながら再発防止に努めることを目的として、中学生死亡事件に係る教育委員会事務局検証委員会を設置し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 中学 1 年生死亡事件に係る事実関係の検証に関すること。
- (2) 市立学校における事件の再発防止策に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表 1 に掲げる職員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務部長をもって充てる。

(委員会等)

第 4 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員会を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第 5 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局指導課に置く。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 18 日から施行する。



別表 1

1	委員長	教育長
2	副委員長	総務部長
3	委員	総務部担当部長(教育改革推進担当)
4	委員	職員部長
5	委員	学校教育部長
6	委員	生涯学習部長
7	委員	総合教育センター所長
8	委員	庶務課長
9	委員	企画課長
10	委員	学事課長
11	委員	総務部担当課長(人権・共生教育担当)
12	委員	総務部担当課長(区教育・調整担当)
13	委員	教職員課長
14	委員	指導課長
15	委員	指導課担当課長(指導・調整)
16	委員	学校教育部担当課長(川崎区・教育担当)
17	委員	生涯学習部生涯学習推進課長
18	委員	総合教育センター教育相談センター室長
19	委員	総合教育センター特別支援教育センター室長

# 「中学生死亡事件に係る教育委員会事務局検証委員会報告書」概要

川崎市教育委員会

## ◎「Ⅰ 事実関係の把握」

### 1 事件の概要 (P.3) より

- ・平成 27 年 2 月 20 日 川崎区港町の多摩川河川敷で死亡
- ・平成 27 年 2 月 21 日 被害者は川崎市立中学校 1 年生 A さん (13 歳) と判明
- ・平成 27 年 2 月 27 日 川崎市内在住の少年 3 人が逮捕される
- ・平成 27 年 3 月 19 日 容疑者 3 人は家庭裁判所に送致
- ・平成 27 年 5 月 12 日 少年審判を経て、5 月 12 日に検察官送致が決定

## ◎「Ⅱ 検証と考察」のポイント

検証の 5 つの視点「①児童生徒理解 ②保護者・家庭・地域との連携 ③校内体制 ④学校・教育委員会・関係機関（関係局）相互の連携」を中心に再構成しています。

### 「8. 検証と考察のまとめ」(P.20) より

学校の取組における最大の課題は、学校が A さんの状況を十分に把握できなかったことにある。12 月までは登校していた A さんが、1 月以降突然続けて登校しなくなった時点で学校は危機感を高め、組織的な支援体制をとり、登校できない原因や背景を探るべく何よりも本人・保護者と直接会って話を聞き、A さんがおかれていた心理的な状況を汲み取る働きかけを最優先に対応するべきであった。

### <生徒理解>

- ・学校が校内での情報の共有を心がけ、仲のよい生徒や近隣校からの情報収集に努め、保護者と連携を図りながら対応していたことは確認できた。
- ・しかし、A さんの危機的状況に関する情報が手に入らなかったということや、まさか A さんがあのような事件に巻き込まれるとは思っていなかったという背景要因があったとはいえ、共感的理解に基づき A さんの内面に寄り添い、受容的な姿勢で積極的に関わっていくことが必要だった。
- ・「一人一人の内面に寄り添い、多角的、多面的に理解する」ということができているか、今一度見つめ直すことが必要である。

### <校内体制>

- ・A さんと直接連絡がつかない、直接会って状況を把握することができないという状態が長く続いてしまった。その背景には、校内の体制として、連絡・相談・情報共有は図られていたが、問題の背景の把握や指導方針・効果の共有、及び共感的理解に基づきそれらを振り返り、修正を図るためのサイクル等が十分に機能していなかったということが影響しているものと考えられる。
- ・学校は収集し得る断片的な情報を多面的・多角的に検討し、つなぎ合わせることで行動の背景を解釈し、その子にどのように関わればいいのか、また指導や関わりの効果がどうであるか等を振り返る作業を、担任が一人で行うのではなく、当該生徒や保護者と関わりがもてる複数の教員でチームを組織し、協働で行う必要がある。

### <緊急支援体制>

- ・管理職は、日頃からどのような場合に緊急支援体制をとるのかを整理し、必要性を感じたときには躊躇なく判断が下せるように準備しておくことが求められる。
- ・緊急支援チームでは、チームを構成する教職員が持っている情報を出し合い、的確な状況把握に努めるとともに、お互いの役割をある程度明確にし、それに基づいて、問題解決に向けてそれぞれが連動して取り組んでいくような有機的なつながりが必要である。

・そのようなチームを機能させるには、全体を俯瞰して状況を把握し、指導方針や具体的な手立ての適否を判断し、修正を図るといったマネジメント能力が求められる。管理職を始め、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、児童支援コーディネーター等への研修を通して、更なる資質向上を図っていく必要がある。

#### ＜関係機関との連携＞

・児童生徒指導において解決が困難な事案を一部の教職員が抱え込んでしまったり、学校だけで解決を図ろうとしても限界があり、本市では、区・教育担当を配置し、学校への支援に当たってきた。

・長期欠席傾向にある児童生徒について、その状況を学校と区・教育担当が共有できる仕組みを整え、教育委員会がより積極的に学校の状況を把握し、状況に応じて適切な指導・助言を行いながら、関係局・区、関係機関との連携をより進めていけるような体制の見直しが必要である。

・関係局・区等においては、どんな情報をどの程度、どのように共有するかの見極めを、より積極的かつ慎重に行い、また、学校においても、市役所・区役所のどの部署と連携すべきかを、管理職や生徒指導担当者等に周知徹底していくことが必要である。

・また、教育委員会も SSW の活用を含めた関係機関との連携が円滑に進むように、学校と関係機関を結ぶ窓口としての区・教育担当の機能がより充実するよう取り組んでいく必要がある。

#### ＜生命尊重・人権尊重教育＞

・日頃から培う児童生徒と教職員との信頼関係を基礎に、自身や友人に被害のおそれがあるとき等は教職員をはじめとする身近な大人によく相談するということを繰り返し指導していくことが必要である。また、この取組を保護者、地域と連携を図り、工夫して進めていくことが求められる。

#### ○全市的な取組のその他の検証項目（P. 17～P. 19 のポイント）

##### ○不登校対策

・小学校低学年における病欠を理由とする長期欠席傾向の児童が増加していること、また中学校においては、1年生の出現率が減少しているのに反して2年生から3年生への段階で増加している状況があり、その背景・原因を的確に分析しつつ、今までの不登校対策のあり方を見直していく必要がある。

##### ○中学校生徒指導体制の見直し

・特別支援の視点を強めたり、生徒指導担当教諭のコーディネート機能を高めたりするなど、社会状況の変化や子供たちの変化に柔軟に対応できるよう、生徒指導体制の見直し求められる。

##### ○情報モラル教育

・パソコンや携帯電話をめぐるトラブルが、近年全国的に顕著な増加を示していることや、本市においても情報モラルに関するトラブルが多数発生している状況がある中、子供たちの交友関係が従来と違った広がりを見せ、大人からは見えづらい実態になっている現実に対し、実効的な指導に取り組んでいく必要がある。

#### ◎「Ⅲ 再発防止策に関して」のポイント

「Ⅲ 再発防止に関して」(P. 22) より

##### ○教育委員会としての取組

###### ①長期欠席傾向のある児童生徒への対応を含めた包括的な不登校対策

・いわゆる“不登校”(年間30日以上欠席)とされる児童生徒だけでなく、“長期欠席傾向”のある児童生徒全体をケアの対象とし、学校に来ない(来られない)ということ自体が児童生

徒自身あるいは家庭や学校に何らかの課題があるということのシグナルであると受け止めることとし、各学校と教育委員会 区・教育担当が連携を図り、個々の児童生徒の欠席について、的確に状況を把握し、必要な対処が適切に行われているかを確認していく仕組みを確立する。

## ②情報モラル教育

- ・児童生徒の実態に応じ、判断力の育成に視点をあてた情報モラル教育を実施する。
- ・SNS 等の利用における課題や適切な利用方法・トラブル回避等について、児童生徒自らが、自分たちの問題としてとらえ、自ら考えながら意識を高めていくことにつながるような、児童生徒会活動への働きかけも検討していく。

## ③生命尊重・人権尊重教育

- ・“命が守られ尊重されること”、“あらゆる権利の侵害から逃れられること”、“状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること”など、相談できること、そして守ってもらえることが誰もがもっている権利であることを、しっかりと学ぶことができる権利学習資料を継続して学校に提供していくとともに、自ら危険を知り、自分を守るための具体的なプログラム等を学校に紹介していく。
- ・擬似体験や間接体験のような学習では得られない個別的な人権課題に関する内容や、生きることの意味や命の尊さを実感できる学習の取組について、学習方法の改善を図りながら各学校で着実に推進されるよう、教職員の一層の意識啓発と学校への働きかけを行う。
- ・各学校において、より体系的に生命尊重・人権尊重教育が実施されることを目指し、各教科等の学習において生命尊重・人権尊重教育のねらいとの関連を図り、学校の教育活動全体を通して意図的・計画的に生命尊重・人権尊重教育に取り組めるよう、教育課程に効果的に位置付けるための支援を行っていく。(全体計画の作成)

## ○学校に求める取組

### ①相談機関等の有効な活用に向けて

- ・子供の相談機関を一覧にまとめ、毎年、市立学校の児童生徒に配布している相談カード「ひとりで悩まないで」の認知度および活用度の実態調査アンケートの実施。アンケートの結果を分析し、より実効性のある取組となるよう児童生徒への啓発を推進する。

### ②児童生徒指導体制の見直し

- ・子供を巡る様々な状況を十分に理解し、個々の児童生徒の特性や状況を把握するにはどのような児童生徒理解が必要であるのかをしっかりと認識したうえで、児童生徒や保護者・家庭との信頼関係づくりに取り組む。学校全体で児童生徒指導に対する考え方を見直しながら、緊急支援チーム等の編成など状況に応じて柔軟で組織的な対応が可能になるような指導体制を再構築していく。
- ・その中心となる児童支援コーディネーターや生徒指導担当教諭のコーディネート機能をより高めながら、関係機関・関係施設との連携を強化していく。

## ○関係局区との連携

- ・長期欠席傾向にある児童生徒の状況を確実に把握するためには、学校の取組だけでは限界がある。家庭や子供たちに関する様々な情報や、地域での子供たちの実態に関する情報など、庁内に存する各種情報を、子供たちの安全・安心という観点からどのような情報連携が必要なのか、またどの程度可能なのか、全庁的視点から検討していく。

## ○保護者・地域との連携推進

- ・今回の事案を受けて、各区地域教育会議では、地域として何ができるのかを話し合い、情報交

換を行うなど積極的な動きが見られ、その動きは各中学校区地域教育会議にも波及しつつある。学校と地域教育会議との関係をより積極的に深めていきつつ、課題解決に向けての取組を検討していく。

・また、PTA・町内会・子供会等の関係団体とも連携して、児童生徒の安全・安心な体制づくりを推進していく。

#### ○警察との情報連携

・児童生徒の安全な生活と健全な成長のために、学校・教育委員会と警察との連携を実効的に進めていくことをめざし、今後、「川崎市教育委員会と神奈川県警察本部との相互連携に係る協定書」の締結に向けて、具体的に進めていく予定であり、効果的で実効性のある情報連携が可能になるような運用方法を検討していく。

# (案)

## 川崎市教育委員会と神奈川県警察本部との相互連携に係る協定書

川崎市教育委員会と神奈川県警察本部は、児童生徒の安全な生活と健全な成長のための相互連携（以下「連携」といいます。）について、次のとおり協定を締結します。

また、協定の運用に当たっては、この協定の目的を逸脱することなく、児童生徒の指導を行う上で、真に連携が必要な場合に、相互に情報提供するものとします。

### (目的)

第1条 この協定は、川崎市教育委員会と神奈川県警察本部が、相互に児童生徒の個人情報を提供し、連携して児童生徒指導に活用することにより、児童生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図ることを目的とします。

### (連携機関)

第2条 この協定において、連携を行う機関(以下「連携機関」といいます。)は、次に掲げるものとします。

- (1) 川崎市教育委員会及び川崎市教育委員会が所管する川崎市立学校(以下「教育委員会」といいます。)
- (2) 神奈川県警察本部及び神奈川県内に所在する警察署(以下「警察」といいます。)

### (連携の内容)

第3条 連携機関は、相互に児童生徒の個人情報を提供し、必要に応じて協議を行い、児童生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止に努めます。

### (情報提供する事案)

第4条 この協定により連携機関が相互に提供する情報は、次の事案に係るものとします。

- (1) 警察から教育委員会に提供する事案
  - ア 児童生徒を逮捕又は身柄通告した事案
  - イ 児童生徒の犯罪行為、不良行為のうち他の児童生徒に影響を及ぼすおそれのある事案
  - ウ 児童生徒が犯罪行為、不良行為を繰り返している事案
  - エ 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案
  - オ 児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルに関する事案
- (2) 教育委員会から警察へ提供する事案
  - ア 児童生徒の犯罪行為、不良行為に関する事案
  - イ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案
  - ウ 児童虐待に関する事案
  - エ 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案
  - オ 児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルに関する事案

### (相互に情報提供する内容)

第5条 教育委員会と警察が相互に提供する情報は、次の内容とします。

- (1) 警察から教育委員会へ提供する場合
  - ア 当該事案に係る児童生徒の氏名、学年・組、住所、生年月日、年齢、性別に関する内容
  - イ 当該事案の概要に関する内容
  - ウ 当該事案に係る関係当事者への連絡状況(保護者(法定代理人を含む。以下同じ。)への連絡)に関する内容

(2) 教育委員会から警察へ提供する内容

- ア 当該事案に係る児童生徒の氏名、学年・組、住所、生年月日、年齢、性別に関する内容
- イ 当該事案の概要に関する内容、現在までの学校の対応
- ウ 当該事案に係る関係当事者への連絡状況（保護者への連絡）に関する内容

(連携の従事者及び方法)

第6条 連携のための相互の情報提供は、教育委員会もしくは学校長、又は学校長が指定する者及び警察署長又は警察署長が指定する者が書面をもって行います。ただし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が緊急に生じるおそれがあるときには情報提供した後、書面をもって行います。

(秘密の保持)

第7条 連携機関は、相互に情報提供した内容について、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 秘密の保持を徹底します。
- (2) 相互に情報提供した書面の保存期間は1年間（作成日の属する年度の翌年度末まで）とし、保存期限を過ぎたものは確実に廃棄します。
- (3) 相互に情報提供した内容は、この協定の目的以外に利用したり、連携機関以外の者に提供したりしません。

(連携機関の責務)

第8条 この協定に係る連携を行うに当たっては、連携機関は次の事項に努めます。

- (1) 相互に提供する情報については、正確を期します。
- (2) 児童生徒への対応に当たっては、この協定の目的を踏まえ、教育効果及び健全育成に配慮した適正な措置を講じます。
- (3) 警察は、提供された情報を犯罪捜査に利用しません。
- (4) 教育委員会は、提供された情報を児童生徒の健全育成の目的以外に利用しません。
- (5) 教育委員会は、情報提供するに当たっては、保護者と連携して児童生徒の指導を積み重ねた上で行います。

(検証)

第9条 連携機関は、この協定の運用状況について、毎年度検証し、その検証結果に応じて必要な措置を講ずるものとします。

(協議)

第10条 この協定を円滑に実施するため、連携機関は必要に応じ、協議を行うことができます。

(施行)

第11条 この協定は、平成〇〇年〇月〇日から施行します。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、川崎市教育委員会教育長及び神奈川県警察本部長が記名押印の上、各自その1通を保有します。

平成〇〇年〇月〇日

川崎市教育委員会  
教育長 渡 邊 直 美 印

神奈川県警察  
本部長 松 本 光 弘 印

〔様式1〕

〇〇警察署長 様

児童生徒の行動に関する相談票

相談日 年 月 日

担 当	川崎市教育委員会					区・教育担当	
学校名				校長名			
児童生徒氏名				学年 ・組	年 組		
住 所							
生年月日	年	月	日	年齢	歳	性別	男・女
事案の概要							
現在までの 学校の対応 (経緯・指導)							
関係当事者への 連絡状況		通知月日時分			通知方法		
	本人	月	日	時	分	口頭 電話 その他 ( )	
	保護者	月	日	時	分	口頭 電話 その他 ( )	



〔様式2〕

〇〇警察署長 様

## 児童生徒の行動に関する相談票

相談日 年 月 日

担 当					
学校名			校長名		
児童生徒氏名			学年 ・組	年 組	
住 所					
生年月日	年 月 日	年齢	歳	性別	男・女
事案の概要					
現在までの 学校の対応 (経緯・指導)					
関係当事者への 連絡状況		通知月日時分		通知方法	
	本人	月 日 時 分	口頭 電話 その他 ( )		
	保護者	月 日 時 分	口頭 電話 その他 ( )		

